

第12期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和4年5月27日(金)14時～15時10分
- 2 場所 練馬区役所西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、今井委員(副会長)、廣田委員、内田委員、太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、阿子島委員、関委員、月橋委員、西山委員、かしま委員、たかはし委員、鈴木委員、石黒委員、岩瀬委員、小松委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
資料1 個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について(情報公開課)
資料2 令和3年度(2021年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について(情報公開課)
資料3 練馬区個人情報保護条例の一部改正について(情報公開課)

6 会議の概要

(1) 諮問

【諮問第1号】

個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について(情報公開課)

(2) 報告

- ・令和3年度(2021年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について(情報公開課)
- ・練馬区個人情報保護条例の一部改正について(情報公開課)

7 発言内容

(以下敬称略)

(情報公開課長)

それでは、定刻となりましたので、これより第12期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。

私は、情報公開課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第12期の第1回目の審議会になります。

委員の委嘱ならびに会長および副会長が選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、委嘱状の交付でございます。

本来であれば、委嘱式を開催し、お一人ずつ委嘱状をお渡しするところでございます。

しかしながら、いまだ新型コロナウイルスの感染者数が高止まりしている状況であることに鑑み、委嘱式の開催は中止とさせていただきます。

本日、委員の皆さまの机には、委嘱状を置かせていただいております。

大変恐縮ではございますが、こちらをもちまして委嘱式に代えさせていただきます。

本日、皆さまの机に第12期の委員名簿を置かせていただいておりますので、そちらをご確認いただければと存じます。

また、今回が第12期の第1回目となりますので、真に恐縮ではございますが、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

———— 各委員自己紹介 ————

(情報公開課長)

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

———— 事務局職員紹介 ————

(情報公開課長)

続きまして、会長・副会長の選出に移ります。

当審議会の会長および副会長は「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例」第5条の規定に基づき、互選により決定していただくこととなっております。

どなたか会長・副会長のご推薦がありましたらお願いいたします。

(委員)

第11期に引き続きまして、会長には柴崎委員、副会長には今井委員が適任だと思いますので、ご両者を推薦いたします。

(情報公開課長)

ただ今、柴崎委員を会長に、今井委員を副会長に推薦する、というご意見がございましたが、いかがでしょうか。

———— 異議なしの声・拍手あり ————

柴崎委員、今井委員、お引き受けいただけますか。

———— 柴崎委員、今井委員の承諾 ————

それでは早速ですが、お二人からご挨拶をお願いします。

(会長)

先ほど皆様からご選出いただきました柴崎でございます。

若輩者でと言いたところですが、いつの間にか馬齢を重ね、若輩者ではなくなりましたが、一生懸命務めさせていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

(副会長)

副会長を務めさせていただきます今井でございます。微力ながら

会長を補佐していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(会長) それではただいまから、第12期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

(会長) 本日の議題は、諮問案件が1件、報告案件が2件でございます。

新型コロナウイルス感染リスク低減の観点から、できるだけ会議時間を短くしたいという風に考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

はじめに、諮問第1号「個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について」です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長) ——— 【諮問第1号】個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について 資料1に基づき説明 ———

(会長) それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思っております。

事務局からのご説明ですと、1から4まで項目がございました。1項と2項は改正法の概要の説明、3項と4項が審議会における検討の進め方ということです。まず、資料の1項と2項についてのご意見、ご質問をいただいたうえで、次に3項と4項についても質問を受けるといった形で進めさせていただきます。

まず、1項と2項のご説明についてご意見、ご質問のある方はお願いたします。

(各委員) 意見なし

(会長) よろしいでしょうか。では、3項と4項についてご意見、ご質問のある方はお願いたします。

(委員) ご説明ありがとうございました。今回の保護法改正は、非常に大きな意義を持つということが説明からよくわかりました。

3項の審議会における検討体制について、いくつか伺いたしたいと思います。

今回の個人情報保護法の改正は、先ほどの説明にあったとおり、

非常に大きな改正になるということでした。それに伴って今回の条例改正を行い、この委員会でその諮問を行うということで、とても重要な意義をもつものだと思っています。

その中で1点気になったのが、この7項目を議論するための小委員会において、参加される方が学識経験者と区民委員となっており、区議会議員がこの中に含まれていないということです。

理由について、本日の説明にはありませんでしたが、事前に伺った際には、日程の調整が難しいからといった趣旨の説明がありました。ただ、私たちは事前に日程調整をいただいていませんでした。

日程の調整が難しかったから議員は小委員会に入らないという説明について、どのようにお考えですか。

(情報公開課長)

今回、区では審議を進めるにあたりまして、4～5回の審議が必要であると考えています。今期は、議員の方の委員交代があるということもあり、改めて4～5回の審議について議員の方の日程調整が難しいと思われ、当初はそのようなご説明したところでございます。

(委員)

今のお話ですと、日程調整が難しいから議員の方を委員から除いたという理由も背景の一つにあるということですが、そもそも私たちは日程の調整もいただいていません。これから審議する内容は非常に重要な内容だと考えているので、それぞれの会派の中でなんとか日程調整して協力することもできると思います。

また、8月に骨子案が公表され、議員はそこで意見をいう機会があるということ、常任委員会の場合でも意見をいう機会があるということで、小委員会に議員の方は入らなくて良いという判断をされたという理由も聞いています。

私は、個人的には小委員会で議論されて積み重ねた意見は、非常に尊重すべきものと考えています。骨子案ができた段階や常任委員会で教えていただき、議員として初めてゼロベースで意見を言うよりも、委員の皆さんと一緒に議論を積み重ねていく方がより効率的に議論できるのではないかと考えるのですがいかがでしょうか。

(情報公開課長)

まず、報告書をまとめた段階で骨子案はできていません。あくまで審議会の中で小委員会に参加できなかった区民委員の方や学識経験者の方の意見等も踏まえ、骨子案の基礎となる審議会の意見を報告書としてまとめていくということでございます。

その際、十分に議会選出の委員の皆さんにもご意見をいただく時間を取りたいと考えております。

そういった意味で、まずは区民委員の皆さんと学識経験者の皆さん

んの意見を小委員会で集中して議論いただき、まとめたものをさらに全員で深めて協議していただくという構成にさせていただいたということでございます。

(委員)

私の説明が悪いのかもしれませんが、議論がかみ合っていない部分があるかもしれません。

今回のお話ですと、学識経験者の方と希望する区民委員の方が参加できるということですが、例えば希望する議員がいたとして、なぜ希望する議員を入れることが難しいのか。

先ほどの説明では、議論が途中まで出来上がった段階で、意見をいう機会を設けるから議員を選考にいれなかったという趣旨だったと思いますが、重要な論点であるから、案作成の段階から議員と一緒に参加したいといった場合、なぜそれが難しいのでしょうか。

(情報公開課長)

附属機関に議会選出の委員の方は7名いらっしゃいますが、議員1人1人の皆様は民意を代表する立場であると同時に、議員さんは50名いらっしゃって、各会派の構成バランスも含めて民意を反映しています。

例えば、希望する委員の方だけが検討委員会に参加すると、バランスが崩れてしまうということがありますので、入っていただくのであれば7名全員が入っていただくことになり、希望する委員さんだけに入っていただくのは難しいと考えているところでございます。

(委員)

何度ものやり取りになって恐縮ですが、そうだとしたら尚更議員の方々に対して日程調整も含めて案内をしていただくべきだったと思います。私は、区民を代表する立場の議員が、案の作成段階から関わった方があり方として望ましいと考えます。

8月の審議の場では、どのように時間を確保して十分な意見交換を行うお考えでしょうか。

(情報公開課長)

まず、小委員会につきましては、毎回資料をお出しして、どんなご意見があったかを各回でまとめて公開していきます。

参加できない委員の皆さんにもご覧になっていただいて、8月の審議会までに準備していただくことが可能だと考えています。

まとめた資料をもって、全員揃った審議会でもう一度審議いただきます。時間としては、最大2時間程度で考えております。ただし、審議未了の場合には、新たに開催する、書面開催する等やり方を工夫して行いたいと考えております。

(委員)

これで質問を最後にさせていただきます。

区から色々ご説明をいただきました。今回、議員の方が委員会に入らない理由については、先ほどおっしゃったとおり、他の場で発言できるからということ、日程調整が難しいことを説明いただきました。

スケジュールについては、私たちはそもそもスケジュールについて聞いていないということ、他の場で審議できるということについては、私の思いとしては途中からでなく最初から参加させていただきたいという思いがあります。

ただし、そのように決定されたのであれば、8月の審議の場において時間を2時間と定めるのではなく、内容に合わせて十分に審議する時間をいただきたいということを求めたいと思います。その点だけ回答いただいて、終わります。

(情報公開課長)

大事なことでございますので、審議の時間に関してはしっかりと効率よく検討できるように調整したいと考えます。

(委員)

今回、審議会内に小委員会を設置するという事は、良いことだと思います。ですが、私もやはり、委員会の構成メンバーについて、区民の暮らしに係る重要なことを検討する委員会ですので、慎重に審議をするという上でも、情報審の委員の区議を含めて構成すべきではないかということ意見を申し上げて終わります。

(委員)

委員のおっしゃることは大切なことで、個人情報保護条例の改正のタイミングというのは重要なタイミングだと思うので、保護審として丁寧に取り組みを進めていただきたいと思いますということがまず1つございます。

その中で、小委員会に議員が入るか入らないかが争点になっていると思いますが、条例案提出前に骨子を公表し、パブリックコメントを行う必要があるというスケジュールが決められている中で、いかに効率的にしっかりと議論を進めていくかということが重要だと思っています。

委員の希望する議員が小委員会に入れるのが良いのではという意見ですが、その取扱いですと、我々が全員希望した場合に、結局今23人いる委員の中で、公募の区民委員の方等の希望を含め、小委員会が成り立たなくなってしまう。この人数で議論して本当に細かいところまで詰めていけるのかは疑問が残るところです。

先ほど、情報公開課長がおっしゃっていたとおり、我々議員は6月で委員会等が変わり会派構成も変わるので、この保護審のメンバーの数であるとか、会派構成等も変わっていく中で、そこから用意

ドンでスケジュール調整するのは現実的ではないと思いました。そこは情報公開課長がおっしゃっていることが1つあると思います。

また、もう一つとして、区議会議員は区が提出してきた条例案に対して、納得がいかないところに関しては最終的には、否決するという強い態度を表明できる立場にございますので、8月の報告が出た段階でしっかりと意見を言うところも併せて、議員としての職責として議会で意見を述べて結論をだしていくことが重要だと思います。

ですので、まずは学識経験者の皆様と、応募していただいている区民委員の皆様でしっかりと検討を重ねていただいたものを我々が後ほど見させていただくという形で私はいいいと思いますので、意見として申し上げておきます。

(委員)

私も全く同感です。

やはり、タイムスケジュールが示されている中で、議員の選出という部分について、ここにいる皆様がすべて出席せず効率的に進めていくという中では、まずは学識経験者および区民委員の皆様で構成された小委員会の中で案を作成していただき、審議会で審議を重ね、私たち議員は常設の常任委員会等、それぞれの場面で発言していく機会があるので、小委員会で議員が最初から議論をしていくという部分には違和感を覚えますので意見として取り扱っていただきたい。

(会長)

委員会の進め方について、賛否両論いただきましたけれど、ほかに何か意見はありますか。

(会長)

先ほど事務局から提案があった委員会の構成員については、条例の7条2項で「委員会は会長の指名する委員をもって組織する」となっておりますので、ご意見がなければ事務局から提案のあったように今後検討を進めていきたいと考えていますがいかがでしょうか。

(各委員)

意見なし

(会長)

では、そのように進めさせていただきます。反対の意見があったことは、我々も心の中に残して委員会の運営上配慮していきたいと考えています。

それでは、資料をもう一度確認させていただきます。

8月下旬に委員会より報告書を審議会に提出されるということでございます。この件に関しましては本日のところは、最終的には

「継続」という形になります。

(会長)

続いて報告案件に移ります。

はじめに、「令和3年度公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について」です。

ご説明の際は、着席していただいで結構です。

それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長)

———— 【報告】 令和3年度(2021年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について 資料2に基づき説明 ————

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

公開請求の内容別請求件数について、教育が3番目に多いですが、教育に関する請求の131件はどのような内容ですか。

(情報公開課長)

教育という観点でいいますと、PTA関係で学校へ周知した文書や児童関係のプロポーザル資料等の請求が多いです。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

今のご説明の中で、個人情報に係る事務処理ミスのところ、最初に拝見した際にすごく件数が多いと思いました。他の年度と比べてどうなのか聞こうと思ったが、令和3年度が非常に多かったというご説明がありました。

内訳の中で委託事業者や指定管理者によるミスが目立っているが、区で具体的に委託事業者や指定管理者に対しての個人情報の漏えいを防ぐ対応策はどのようにしていますか。

(情報公開課長)

たしかに委託事業者、指定管理者の事務処理ミスが10件程とかなり増えてございます。

基本的に委託事業者、指定管理者につきましては、契約の際に特記事項を定めており、それを順守させています。また、毎年点検を行い点検実施報告書の提出を求めたり、必要に応じて監査を実施し、セキュリティ対策が順守されているか確認する場合もございません。

また、指定管理者については、練馬区の情報セキュリティポリシーを定めており、必要な措置を講じるように求めています。さらに、各所管課ではモニタリングとあって、直接事業者からお話をきいて確認を行っています。

それでもどうしても起こってしまったということで大変申し訳なく思っております。

(委員)

事務処理ミスのことでお伺いたします。

以前も申し上げたような記憶があるのですが、内容、原因、所管ももちろん重要ですが、個人情報ですので、回収できたのか、廃棄できたのか等、影響はなかったのでしょうか。

また、原因に対してどのような再発防止の対応を行ったのか。さらに、その対応はその場の第一次的な対応ではなくて、どうして起きてしまったのか「なぜ」「なぜ」を繰り返して本当に事故が今後起きないようにどうしたらいいのかということをどのように考えたのか簡単に結構ですので教えてください。

(情報公開課長)

まず、個人情報の漏えいの発生時に相手方に対してお詫びをさせていただき、誤送付等の場合はすぐに回収を行うなどを行っています。また、同時に再発防止策についてご説明しているところです。

実際のところ、ヒューマンエラーが多くなっています。なんとか事故を減らすべく情報発信をして注意喚起をしているところですが、どうしても起こってしまうところでもあります。根本的な解決策が見つからないというのが正直なところですが、そうはいつでも区民の大事な個人情報なので、事故が起きてしまった時に対応策を考えるだけでなく、委員からご指摘のあった通り「なぜ起こってしまったのか」を考え、職場の環境とか職員の対応、管理の在り方、基本的な心構え等、地道に引き続き研修等を通して対策を何度も繰り返していく必要があると考えています。

(委員)

先ほど私はマイナンバーカードを受け取ったのですが、色々と手続きをしているのに、私が私であるということを調べるのに大変多くの職員の方が関わって渡していただきました。

何度も審議会には出席しているが、昔はもっと個人情報の漏えい件数が多く、事故対応にも時間がかかっていた印象があります。審議会での説明も今回のようにまとまったものでなく、その都度担当職員の方が説明に来て、委員の方が追及を行っていました。

私が思うに、職員の方は十分マニュアルを注視して事務を進めています。コロナや人口増加等の条件が重なって、仕事の複雑さも課題となっているのではないのでしょうか。

マイナンバーカードの手続きや母が亡くなった際の手続きで区役所を回ったが、私一人のために多くの職員が携わって本人確認をしていました。手を抜いて仕事をしているわけではなく、きっと複雑な条件も増えているのではないかと思います。当時と比べると人的

ミスは減っていると私は思います。

(委員)

おっしゃることよくわかります。

ヒューマンエラーに関しては、人を責めるのではなく、仕組みをどう改善していくのが重要と思っています。

例えば、メールの誤送信事故防止で、即メールを出すのではなく、10分後、20分後にメールを出せる仕組みを作ることを検討するとか、TOとCCに何名以上連名で記載されていたら一旦止めるような仕組みを考える等、ヒューマンエラーがあった場合でも、組織的に防御できるような仕組みを考えるのも有効ではないか。

(情報政策課長)

システム上のお話がありましたので、私の方からお答えさせていただきます。

区のシステムですと、既に委員のおっしゃるような強制的にBCCにするとといったシステムを導入しているので、区職員がメールの誤送信をすることは起こっておりません。

今回事故のあった委託事業者や指定管理者等について、強制的にすべての団体がシステムを導入することについては、メールを送る頻度も団体によって違うため、一律に導入する必要があるかといった課題があります。

ただし、今回事故が多かったので、3月頃に全所管課に周知し、そういったシステムを導入できないか検討するよう依頼している状況です。

(会長)

私も弁護士として、企業の不祥事の再発防止策等を勉強したり、研修したりしています。委員がおっしゃったように再発防止策を講じる場合に大事なことは原因究明であると思います。事実関係をはっきりさせないで謝るのはごまかしと同じです。

ミスは、1つのミスでは事故には発展しません。ミスが3つ4つ重なったときにはじめて大きな事故に発展すると思います。

例えば、ミスが起こった時に、担当者のミスだけで処理すると再発防止は絶対できません。周りの人の連携ミスとか、上司の監督ミスとかいろいろなミスが発生して重なって事故につながっていることが多いです。

原因究明は、なぜなぜを遡って繰り返して徹底的にやってほしいです。そうしないといくら一生懸命皆さんが再発防止策を考えても、結局再発防止できないということになってしまう。そこは冷徹に徹底的に原因究明してほしい。

それと、パソコンに関して便利なツールがあるなら再発防止に有効活用してほしい。

(会長) それでは次の報告案件に移ります。

「練馬区個人情報保護条例の一部改正について」です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。
それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長) ——— 【報告】練馬区個人情報保護条例の一部改正について
資料3に基づき説明 ———

(会長) それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。
ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(各委員) 意見なし

(会長) 本日の案件については、以上で終了いたしました。
最後に事務局からの事務連絡です。

(情報公開課長) 次回の審議会の開催予定でございますが、8月下旬を予定しております。日時が確定しましたら追ってご連絡いたします。
委員会の区民委員の皆様につきましては、参加意向表をご回答いただきますようお願いいたします。

(会長) 以上で本日の審議회를終了いたします。
ありがとうございました。